

## 会議録

会議名	八王子市行財政改革推進審議会（第8回）	
日時	平成30年1月30日（火）9時30分～11時30分	
場所	八王子市役所本庁舎 議会棟4階第5委員会室	
出席者氏名	委員	飯島 大邦会長、寺西 宏友副会長、伊佐 浩一委員、伊藤 正次委員、岡本 恭子委員、時久 いずみ委員、納富 清孝委員、前原 教久委員（会長、副会長、以下50音順）
	関連所管	なし
	事務局	中部 いずみ行革推進課長、田倉 洋一行政管理課長、小澤 研主査、三浦 清志主査、平島 耕太主任、唐沢 洋平主任
欠席者氏名	なし	
議題	<p>(1) 今後の審議イメージについて</p> <p>(2) 歳入歳出の一体改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の財政状況について（振り返り）</li> <li>・行政給付と負担のバランス・考え方</li> </ul> <p>(3) 今後の日程について</p> <p>(4) その他</p>	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	なし	
配付資料名	<p>【審-30】「歳入歳出の一体改革」審議内容のイメージ</p> <p>【審-31】 行政給付と負担のバランス・考え方(社会保障に関連して)</p> <p>【審-32-1】 (事例)保育所運営費・学童保育所運営費の財源の状況</p> <p>【審-32-2】 国の財源保障制度から見た他市との比較</p> <p>【審-33】 今後の日程について</p>	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成30年 2月23日 飯島 大邦	



## 八王子市行財政改革推進審議会（第8回）

平成30年1月30日

**【飯島会長】** おはようございます。ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第8回八王子市行財政改革推進審議会を始めさせていただきます。

それでは、本日は次第に即しまして、三つの議事が予定されております。

まず、議事に入る前に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

**【事務局】** 私のほうから説明させていただきます。まず、審-30「歳入歳出の一体改革」審議内容のイメージという横長の資料がございます。

続きまして、審-31、行政給付と負担のバランス・考え方（社会保障に関連して）。

続きまして、審-32-1（事例）保育所運営費・学童保育所運営費の財源の状況というものがあります。次は、審-32-2、国の財源保障制度から見た他市との比較。

続きまして、審-33、今後の日程についてというものがございます。

今回、10月に開催しました第5回の審議会のときに配付させていただきました市-13、八王子市財政白書を後ほど説明に使用させていただきます。机前にご用意いただきますよう、お願いします。以上です。

**【飯島会長】** ありがとうございます。

前回、第7回までは行政コストの削減についてご審議いただきました。今回、第8回目からは、前から申し上げておりますように、歳入歳出の一体改革について、ご審議していただきたいと思っております。非常に大きな問題で難しいテーマではございますが、よろしくをお願いいたします。本日、議事に当たっては、三つご用意させていただいておりますが、1番目は今後の審議イメージについて、2番目が歳入歳出の一体改革ということで、2番目の審議が中心になると思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず議事の第1番目、今後の審議イメージについて、資料に基づき、ご説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

歳入歳出の一体改革、審議内容のイメージについて、今までの振り返りを含めてご説明いたします。

審-30の資料をごらんください。

今回の審議会においては、高付加価値行政の実現、すなわち行政コストの削減と市民サービスの向上をいかに図っていくかについて、具体的には人口減少や地方分権、市民ニーズの多様化、少子高齢化などに対応し、持続可能な行政サービスの提供を図っていくための行政事務の手段や仕組み、制度等のあり方について、審議をお願いしております。

本審議会に対しては、市長から2件の諮問がございました。一つは行政コストの削減で、今まで5回にわたって審議を行い、公務員が担うべき業務領域や、アウトソーシングによる行政サービスの質の向上とコスト削減、さらに公務員の役割の変化に対応するための人事給与制度のあり方等について、一定の考え方の方向性を審議の中でお示しいただいております。

今回からは、もう一つの諮問事項であります歳入歳出の一体改革について、ご審議をお願いすることになります。審議は大きなテーマを三つ、挙げさせていただき、3回に分けて行う予定です。

まず、本日は給付と負担のバランス・考え方について、ご審議いただきます。行政サービスは税金や受益者等の市民負担が原資となっていますが、持続可能なサービスを安定的に行うための負担の考え方について、社会保障制度を例にご審議いただきたいと考えています。

残りの2回は、行政の関与のあり方として、行政の補完性の観点からサービスの担い手の考え方を整理するとともに、事務事業の選択と集中を進めるため、共通事務や類似事務の業務の標準化について、ご審議いただきたいと考えています。

前回までご審議いただいた行政コストの削減では、行政サービスの提供に係る行政コストの削減をいかに図るかを主眼にご審議いただきました。歳入歳出の一体改革については、持続可能な行財政運営の観点から、そもそもの行政が提供するサービスのあり方や、サービスの原資となる財源をいかに確保していくかについての整理になるかと思っております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

**【飯島会長】** ありがとうございました。

ただいま、これまでの審議内容、これから予定する審議について、ご説明していただきました。これまでは行政コストの削減という観点から、行政サービスに要する事務コストの最適化をいかに図るのかというようなご議論をしていただきました。これからは、歳入歳出の一体改革ということで、行政が提供するサービスのあり方や市民負担について、行政運営や財政運営の持続性の観点からご検討いただきたいと思っております。

現時点におきましては、先ほどご説明がありましたように、三つのテーマ、つまり給付と負担のバランス・考え方について。それから、行政の関与のあり方。そして業務の標準化。この三つということですが、ちょっと時間が、8月答申ということですので、3回ほどしか、まだ確保できておらず、審議のためにとれておりません。

そこで、今、ちょっと駆け足でご説明していただきましたが、イメージについて、もしご意見やご質問がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【納富委員】** 「行政コストの削減」について、資料の審-30で整理していただいたものを見ると、「正規職員数の減員を実現」に対し、「人事・人材育成」「雇用ミックス」がキーワード的に置かれていますが、確かに、前回の議論が給与制度とか人事評価とかが中心だったような印象ですが、やはり制度論的なものに対し、もう一つ、「いかに生産性を上げるか」といった点が、キーワードとして必要ではないでしょうか。表現としては民間的ですが、むしろそこに行かないと、本当の意味でのコスト削減になかなか結びつかないのではないのかなという気がします。そこはどこかでまた論点として、もう一回、置いてやってよいのかなと、議事録を読んでいて、そんな感じがしました。

**【飯島会長】** ここではコスト削減という、主にインプットの観点だと思うのですが、やはり人材育成の成果として、アウトプットとして、いかによいものを仕上げて出していくのかと。それが要するに生産性の上昇、改善によって実現できるのかなというようなイメージがあります。

ですが多分ご指摘のように、冒頭のところで、目指す姿で、高付加価値行政と言っているのは、単純にインプットの効率化だけじゃなくて、アウトプットをいかに、またそれもよくしていくのかと。

**【納富委員】** アウトプットとおっしゃっているのは、サービスという意味ですか。

**【飯島会長】** サービスです、質的なものです。その辺のところは、ご指摘のように、この図式化だとちょっと見えづらいのかなということがあろうかと思しますので、そのあたりを少し考慮させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

**【納富委員】** あと、単に言葉の問題かもしれませんが、「歳入歳出の一体改革」において、さきほど行政の関与のあり方のご説明で、「事業（業務）の選択と集中」という言葉があり、それと「業務の標準化」というのがリンクしているような説明だったかと思いますが、「標準化」と「選択と集中」というのはどうもうまく結びついたイメージが出来

ないのですが、ここはどのような見方をすればよろしいのでしょうか。

【中部行革推進課長】 事例として、どのようなものをお示しできるかは、会長と改めて調整させていただきたいと思っておりますが、一般的に業務の標準化というのは、どこの自治体においても共通して実施している事務について、業務フローの標準化や手続きの標準化をしていくものです。そこには、サービス水準の公平性の確保や関係経費のコスト削減という観点も必要です。また、業務の効率化や住民の利便性の向上を図るためには、ICTの活用が必要不可欠です。国においても、自治体クラウドとって複数の自治体が自治体クラウドに参加をして事務を共通化していくという考え方がある中で、広い視点での業務の標準化の可能性について議論ができるのではないかと考えております。

また、例えば、窓口の効率化ですが、総合窓口化や窓口業務の委託化など、手続きを単純化することにより、窓口業務の効率化も図っていけるということです。現在、市民部事務所は14施設ありますが、どこの事務所においても、一定程度の手続きをすることができますが、今後マイナンバー制度が民間にも広がっていけば、住民票などの証明発行の必要性が減ってくるでしょうし、手続きが省略できるなど窓口サービスのニーズも変化してきます。そうなってくると、サービス内容の集中と選択という考えにもつながってくるのではないかと考えられます。

【納富委員】 わかりました。「標準化」は、さきほどの「行政コスト削減」のところから出てくる業務プロセス最適化ですとか、ICT活用機械化とか、むしろこっちのほうが近いような感じがしましたので。おっしゃっているように、八王子市の中で閉じるのではなくて、まさに、ある程度、一定の広域でもって標準化を図ることによって全体としてコストが下げられるというところに行くのかなと考えると、むしろ「行政コスト削減」のほうが行くような感じがしたものですから。

【寺西副会長】 議論の順番としては、左側の給付と負担のバランス・考え方をやり、次に行政の関与のあり方で、そういう民間のサービスをどう組み込むかという議論をするということですね。

【中部行革推進課長】 そうです。

【寺西副会長】 そこまでは何となく見通しが立っていて、3番目のところはこれから詰めますという感じがちょっとするのですけど。

【中部行革推進課長】 会長と調整させていただきたいと考えております。

【寺西副会長】 やっぱり業務の標準化ということで何を議論するのかということ、

もう少し、時間があるので詰めるということではよいのではないでしょうか。

【飯島会長】 ほかにいかがでしょうか。

限られた3回ということではありますが、少しお時間はございますので、その辺、ご指摘いただいた点については、これから事務局と詰めさせていただいて、スムーズな審議ができるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

【飯島会長】 ありがとうございます。

では、以上、今ご指摘いただいた事項をちょっと踏まえまして、今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、それでは議事の2、きょうの本題ということで、歳入歳出の一体改革についてに入ります。まず、具体的な行政給付、行政に関するサービスの給付と負担のバランス・考え方。これに入る前に、第1回の審議会におきまして、八王子市の財政状況につきましては情報共有をさせていただいておりますが、もう一度簡単に、その振り返りをさせていただきまして、それに引き続き、資料に基づいて給付と負担のバランス・考え方について、ご説明していただきたいと思っております。

資料は、先ほど冒頭にありましたように社会保障にかかわるところではあるのですけれども、社会保障だけに限らず、やはり議論においては一般的な考え方、その辺のところもご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づき、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 よろしくお願ひします。

それでは、行政給付と負担のバランス・考え方の審議に入ります前に、八王子市の財政状況等につきまして、確認の意味で簡単に触れさせていただきます。

大変申しわけありません、お手元に財政白書、市-13、八王子市財政白書をご用意ください。八王子市が現状どういう状況にあるのか、関東の中核市との比較で確認します。財政白書の34、35ページをお開きください。

こちらのほうに、財政力や財政状況の弾力性等を示す、さまざまな数値が他市と比較されておりますが、ここに示されている数値の計算方法、計算式等につきましては多少複雑なものもございますので、説明は省略させていただき、その数値が示す意味、状況の説明にとどめさせていただきます。数値の計算方法等につきましては、財政白書の28ページ

に簡単な説明があるほか、市－１２として配付しております主要な施策の成果・事務報告書に詳しい説明がございますので、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

それでは、最初に３４ページの左上になりますが、財政力として、財政力指数の比較がございます。財政力指数については数値が大きいほど財源に余裕があるものとされています。この数値が１．０に満たない場合、これは標準的なサービスを提供するのに市の税収だけでは賄えないということを示すので、地方交付税が交付されることとなります。本市の数値は０．９４８で、地方交付税の交付を受けていますが、関東の中核市との比較では、平均の０．９０８を上回っており、他市との比較においては、極端に悪い数値ではないということが言えます。

次に、財政構造の弾力性として経常収支比率の比較がございます。経常収支比率については、数値が小さいほど財政運営の自由度が高いとされています。本市の数値は８８．８で、他市との比較では一番小さい数値となっておりますので、財政運営の自由度が最も高いとすることができます。

次に、借金に関する指標となりますが、公債費負担の状況として、実質公債費比率が示されています。この数値は公債費、地方債の返済による財政負担、資金繰りの程度を示すもので、数値が小さいほど健全な状態と言えます。本市はマイナス０．６と、他市との比較では一番小さい数字となっております。

次の将来負担の状況ですが、こちらは将来負担比率という数値で比較しています。この数値は負債残高の財政規模に対する比率ですが、負債の返済に充当可能な財源が負債額を上回っている場合は数値が算出されません。本市は数値が算出されない状態ですので、将来に負担を先送りしていない状態と言え、これは返す以上に借りないという財政規律、方針のもと、取り組んできた成果と言えます。

その他、給与の水準や定員管理、人件費の状況などを見ても、あくまでも他市との比較ではありますが、最低水準の数値となっております。人件費の抑制についても、これまで取り組んできた行財政改革の結果とすることができます。

一方で、３５ページの真ん中の表、これは社会保障制度に係る経費である扶助費の状況ですが、他市と比較して突出して支出額が多いことがわかります。これは、例えば乳幼児や義務教育就学児に対する医療費の助成など、他県ではあまり行われていない東京都独自の社会保障制度が充実していることが一つの要因として挙げられます。

続きまして、資料の説明のほうに入っていきたいと思います。



審－３１の資料をごらんください。

資料の右側にグラフがありますが、上のグラフは過去１０年の決算の総額と、それに占める扶助費の推移をお示ししています。

これを見ますと、平成２１年度、２２年度に一時的に決算の総額が大きくなっていますが、これは主に八王子駅南口の再開発に係る経費で、これを除けば決算の総額はおおむね一定の割合で増加していることがわかります。

また、このグラフの下３分の１ぐらいが扶助費の推移になりますが、やはり右肩上がり増加していることがわかります。扶助費の増加要因としては、障害者の自立支援に対する給付費や、保育需要の拡大に伴う児童福祉費の増加が近年の傾向として挙げられます。

次に下のグラフですが、このグラフは当初予算ベースの一般財源額の推移を示しています。

本市は平成２２年度から地方交付税の交付団体となりましたので、一般財源の総額が大きく変動することはないと見込んでいたにもかかわらず、各年度で財源が不足する場合には、市の貯金である財政調整基金を取り崩して対応しています。平成２７年度に一般財源額が大きく増加していますが、これは平成２６年４月に消費税率が５％から８％に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増や、２７年度から中核市になっていますが、中核市移行に伴う地方交付税の増が主な要因です。このような大きな要因を除けば、一般財源額の大きな変動、増加が今後も見込めないのが現状です。

これまで本市の財政状況について説明してきましたが、現時点では本市の財政は一定の健全性を保っている状態とすることができます。しかし、社会保障に係る扶助費の支出が年々増加しており、今後も増加が見込まれる中で、財政の持続可能性という点については課題があると認識しています。こうした課題を踏まえて、持続可能な給付と負担のバランスの考え方について、社会保障を例にご審議をお願いしたいと思います。

社会保障制度における現状の負担の考え方は、資料の左側の中段にありますように、制度ごとに公費負担と利用者負担の基準や考え方が定められています。市は、事業実施に当たって、制度上、利用者の負担すべきところに公費を投入し、利用者の負担軽減を図っている場合がございます。これは、公費での負担率等の違いはあっても、他の自治体においても同様の措置がとられている場合が多いのが実態です。

次に、事例のご説明をしたいと思います。事例として、保育所運営費と学童保育所運営費の例をお示ししています。

審-32-1の資料をごらんください。

左側の資料、保育所運営費を例に説明させていただきます。

保育所運営費は、施設の規模や定員等、国の基準により決定します。その負担の内訳についても、国の基準により保護者の負担額が決定し、残りの事業費を国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1の割合で負担することになっています。

ここでは平成28年度決算における本市の民間認可保育所を例にしていますが、国の基準では103.4億円余りの事業費に対し、保護者が38.7億円を負担し、国が32.4億円、都と市が16.2億円を負担することになっています。しかし、本市では保護者負担分を国基準のおおむね50%に抑え、この負担軽減措置による不足分の19.1億円を公費により負担しています。

このような措置は他の自治体でも行われており、都内の多摩26市ではおおむね50%前後、本市と同水準の負担軽減措置を行っているのが実態です。また、関東の中核市の状況では、国基準に対する保護者の負担割合は、柏市の74.4%を最高に、水準にかなりの開きがあります。国基準の保護者負担額が38.7億円であれば、保護者の負担率を1%上げれば約3,800万円の公費負担が軽減されることとなります。さらに、もし本市が柏市レベルでの負担を保護者に求めれば、9.2億円の公費負担が軽減されることとなります。

なお、今までご説明してきた内容は、総額での分析になります。実際の保育料は所得階層に応じた応能負担により徴収しており、国の基準では生活保護世帯から市民税所得割課税額39万7,000円以上までを8階層に分け、保育料の最高額を月額10万1,000円としています。一方で、市の現在の基準は、これをさらに細分化して20階層に分け、保育料の最高額を2万9,000円として徴収しています。

続きまして、右側の学童保育所運営費について、ご説明します。

考え方は保育所運営費と似ていますが、国の制度上の学童保育所運営費の負担の考え方は、総事業費の2分の1を保護者が負担し、残りの2分の1を国と都と市が均等に負担することとされています。しかし、市の決算ではこのとおりの負担割合になっていないのが実態です。

国と都からは、ほぼ制度どおりに補助金が交付され、東京都からは、児童福祉事業の包括的な補助等により、さらに上乘せされた補助金が交付されています。しかし、実際の事業費に対する保護者の負担金の水準が低いため、その分を市が補填しているのが実態です。

学童保育所の保育料は、保育所の保育料と異なり、現在は応能負担の考え方を導入しておらず、月額7,000円を一律に徴収しています。

28年度の決算額を使用して、国の制度設計に基づき学童保育所の保育料を試算した場合は、月額1万2,636円程度になります。他市の状況ですが、多摩26市ではおおむね月額5,000円から8,000円程度で、3市が応能負担を導入しています。本市の学童保育所は、指定管理者制度による公設民営方式で管理運営を行っておりますが、他市では公設民営のほか、市の職員が直接管理運営を行っている公設公営や、補助金事業として実施している民設民営など、運営形態がさまざまなため、単純な経費比較が難しい状況ですが、国の制度設計のとおり保護者負担金を徴収しているところは少ないようです。

次に、本日追加で配付しました審-32-2、国の財源保障制度から見た他市との比較について、ご説明いたします。

この資料は、各自治体が保育所運営費に財源を配分する場合のイメージを、国の財源保障制度から考察したものです。

国は、地方自治体に対し、標準的なサービスに必要な財源を地方交付税制度により保障しています。保育所運営に要する財源は、その中の一定割合を占めていますが、各自治体の判断で、保育所運営費への財源配分を高めた場合、財源不足分を地方交付税で補っている本市や日野市等の地方交付税交付団体と、当該団体の収入だけで標準的なサービスに必要な財源を確保できる武蔵野市や立川市等の地方交付税不交付団体では、その他のサービスに充当できる財源の幅、大きさが違ってしまふことがわかります。

つまり、標準的な行政サービスの水準を超える財源を持つ武蔵野市等は、国基準以上の財源を保育所運営費に投入しても、水準を超える財源により、その他のサービスは維持できるかもしれませんが、標準的な行政サービス分の財源しか持たない本市を含めた地方交付税交付団体は、国基準以上の財源を保育所運営費に投入すれば、その他のサービスへ配分できる財源がそのまま減ってしまうということになります。

保護者から徴収する保育料は、ある程度、現状は多摩26市で横並びにしている実態がありますが、各自治体間の財政力にはかなりの格差があります。特に保育所については、保育ニーズの高まりに対応すべく、供給量を増やしている状況にあります。そうした中で、横並びには限界があり、なかなか難しい状況にあることがわかります。

資料の説明は以上になります。

社会保障費は増加の一途をたどる中で、補填できる財源には限りがあることを踏まえて、

審議の論点として挙げさせていただいた、市民が求める社会保障制度とは、持続可能な仕組みとは、給付と負担のバランスについて、ご審議いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【飯島会長】 ありがとうございます。

ただいま、最初に八王子市の財政状況について、ご説明していただきました。おおむね良好ということではありますけれども、やはり扶助費が高くなっているという特徴というのは指摘していただいております。また、今後のことを考えますと、この状況というのは、社会保障制度にかかわる経費の増加ということが、やはり財政の持続可能性にも大きな影響を与えるのではないかというような懸念というものも示されております。実際、その後続けて二つのものについて。保育、それから学童保育について、ご説明していただきましたが、利用者の負担の軽減という観点から不足する財源を市の一般財源で補填しているというような状況というのもご説明していただいております。

そのような状況を踏まえまして、資料で申し上げますと審-31、ここの左側のほうにございますが、最後に事務局のほうからも言及されておりましたが、審議のこれからの内容として、事務局のほうで一応この二つ、市民が求める社会保障制度、それから持続可能な仕組み、給付と負担のバランスということで、2番目の給付と負担のバランスというのは比較的具体的なのかなという気がするのですが、1番目はかなり漠然としていて非常に難しいなと思います。ただ両方が、やはり双方が絡んでくるような問題かと思います。

一つ、議論はしにくい可能性があるとは思いますが、先ほどの社会保障制度、あくまで事例の一つではありますけれども、市の一般財源で不足する財源を補填しているとか、そのような事実も踏まえつつ、また、審-31の左側の一番下のほうに、いろいろ対応策というのが一応、案というのが示されておりますが、影のついているところだと思いますが、利用者負担金の見直しであるとか、または必要度・重要度の見きわめ・精査、適正な給付（サービス）水準、この辺は給付と、それから負担のバランスというのを双方に考えつつ、どういうふうに八王子市というのは考えるべきなのか。

特に、もう一つは、財政の状況として、交付団体と不交付団体の違いというのもご指摘がありましたが、その辺、総合的に含めて、非常に漠然としていて恐縮なのですが、ご意見を賜りたいと思っております。

何とか最終的にはまとまりのあるような形に、答申までにはまとめられればと考えておりますので、この段階では本当に自由にご意見を賜われればと思っております。まだ、ほか

にもこういう観点があるということであれば、その辺も踏まえてご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【寺西副会長】 最初にちょっとお伺いしたいのですが、今の政権がいわゆる育児関連の、保育関連の費用をゼロにするとおっしゃっていますよね。もう閣議決定までしています。どういう仕組みでなされるのでしょうか。その辺のことというのはわかっているのですか、今の時点で。

【中部行革推進課長】 まだ不確定要素もあるようなのですけれども、概要だけ少々お話しさせていただきます。

平成31年10月に消費税が10%に増税される予定になっていて、それを原資として社会保障の充実であるとか、国の借金の返済であるとかを予定していたところ、ここで国は幼児教育の無償化というのを打ち出してきて、10%の財源の一部をこの制度に充てていくというものです。3歳、4歳、5歳児については無償化、親の所得に限らず無償化していきましょと。0、1、2歳児については、所得制限を設けて無償化を図っていく。あとは、認可外保育施設については、どのような扱いをしていくのかというのはまだ決まっていないようです。新聞報道では、今年の6月くらいまでに、方向性を決定するとしています。

【寺西副会長】 基本的には、国が消費税のアップで得た分で賄いますという基本スタンスなのですか、今のところは。各自治体も努力しろよ、みたいな形にはならない。

【中部行革推進課長】 そこもまだ不確定要素が多々あるのですけれども、今現在、各自治体の負担額というのは変わらないのではないかという報道もあります。地方自治体が負担している部分については多分、そのレベルで維持していくのではないかという話もあるようなのですが、そこもまだ不確定要素なので、何とも言えない状況です。

【寺西副会長】 そういうことが一つ前提にあって、八王子市として今の時点でどう考えていけばよいかということを考えなきゃいけないわけですよ。

【伊藤委員】 今のお話ですと、審32-1の左側の保育所運営費の上の国基準がありますね。保護者負担というのがかなり縮減されて、残りの分を公費で負担するという形になると思うのですけれども、そうなったときに国が保護者負担の減った分を負担してくれればよいのですが、負担割合が変わらないということになると、実質、市の負担はふえる、額としてはふえる可能性というのは出てきますよね。その額が交付税で措置される可能性があるのか、ないのかということのももちろんありますけれども、余り楽観視しないほうがよ

いかなというのが個人的な見解です。

【納富委員】 最近のニュースを見ていると、負担ゼロの問題以前に、そもそもの受け皿がないのではないか、足りないのではないかという話があって、野党側の議論かもしれませんが、一面の真理かなと思います。 そういうふうに見ていった場合に、今の八王子市の現状というのは、まさに教育費ゼロというところに大きくシフトするのがよいのか、やっぱり、言われているように、まずは受け皿づくりであると考えていいのか。そこからもう一回きちっと見直した上で、政府のやり方に対して、では市としてどうするかというのを考えなくてよいのかなという気がします。

【中部行革推進課長】 待機児童の問題ですね。

【納富委員】 ええ。

【中部行革推進課長】 待機児童対策については、市としてもかなり積極的に取り組んできているという状況もありまして、保育所については待機児童解消が見込める状況にはなっています。

【納富委員】 待機児童ゼロ化の見通しは立っているということですか。

【中部行革推進課長】 あくまでも見込みです。

【事務局】 学童保育についてはどうしてもイタチごっこになってしまっていて、学童保育所で待機児が出た場合、そこを施設整備すると、潜在的な子たちも掘り起こしてしまって、希望者がふえてしまうということで、つくれば、それだけ子供たちを呼び込んでいるというのが現状です。

【寺西副会長】 保育所の待機児童も、それに似たところがあるのですよね。

【事務局】 そうですね。

【寺西副会長】 なかなかゼロにならない理由は、やっぱりニーズが限りなくあるからですか。

【納富委員】 潜在的にふえるわけでもんね。

【田倉行政管理課長】 八王子の場合は、待機児童というのは市全体の定員枠で見れば解消しているとも言える状態です。ただ、場所によっては子供が多い地域があって、そこは保育所が不足しているので新しくつくったり、増改築して定員をふやしたりというようなことをしていますので、通勤や近所ということを考慮しなければ、定員は満たしているといえます。保護者の立場からすれば、預けづらいところは希望しません。例えば、今、八王子駅の周辺にはマンションが多く建ってきていますので、待機児が発生し続けてしま

うという問題はあります。

【事務局】 学童保育所については、もっと難しく、小学校区ごとに学童保育所が設置されていますが、学校の規模の問題もあって、保育園であれば、隣の保育園に親が送り迎えが出来れば対応できますが、学童保育所の場合は自分の足で行って、自分で帰れないといけないというのがあるので、本当にピンポイントで定員をふやしていかないとお預かりできない状態になっています。現状で、駅周辺のマンションの立ち並んでいる地域がどうしても今は足りない状態で、追いかけてこなくなってしまっています。

【寺西副会長】 ちょっと私は詳しくわからないので教えてもらいたいのですが、学童保育の場合に、例えば民間委託だと、学校施設というのは使わせてもらえるのですか。

【事務局】 八王子市の場合は公設民営ということで、市立学童保育所として設置していますので、その管理運営を指定管理者にお願いしている状態です。他市では市の職員が直接管理運営をしているところもあれば、補助金で民間の方々に行っているところもあります。全国的に見たら本当に様々な状態です。他市の状況では、民設民営でも市の施設を使って開設しているようなところはございます。

【寺西副会長】 伊藤委員がご専門なのですかね。

【伊藤委員】 私は児童福祉そのものが専門ではないのですが、いろんなところでいろいろ対応することがあって、ちょっと申し上げたいと思います。

まず、保育所の問題で、八王子が保護者負担50%ということですがけれども、私もある市で、かなり前ですけど、保育料の負担の見直しの審議をやったことがございました。これは大変だったのですが、やはり多摩は東京都の中だということで、ほかの県の市町村に比べると保護者負担の割合が低いということがあります。やはり一応50%というのが相場観として言われていまして、当時。それを下回っていたところを何とか50%に上げたというところがあるのですけれども、それもすごく大変でした。保護者の方にとっては負担がふえる話ですので、大変でした。

ですので、八王子市もほかの中核市並びでという考え方はもちろんあり得るわけですし、国の基準よりかなり保護者負担を押さえているというところもありますし、将来的にも非常に財政的に厳しいということが予想される中では、保護者負担のあり方を見直すというのも一つ考えられると思います。

ただ、そうしますと、やはり子育てがしやすいまちかどうかということが、保護者にとっては非常に重要な居住の選択のための考慮事項になるわけで、あまり保護者負担を上げ

過ぎると子育て世帯が流出するという可能性がある。八王子というのは保護者の負担が実は高いのだよというような評判が立つと、若い世代がどんどんいなくなってしまう可能性もあって、政策的に子育て世代を誘導するということとのバランスで、どういうふうにかの問題を考えるかということがあります。

ただ、やはり下の所得との関係で見ると、かなり高額所得の方に関しても相当、負担額を抑えているところがありますから、やはり応能負担の考え方を徹底するならば、高額所得の方には相応の負担をしていただくということも考えられるのですが、さらにそれやると高額所得者が出ていく可能性がある。そうすると、将来的には市税の収入が減るところもあって、この部分を他市、近隣他市との関係でどうするかというのは本当に難しい問題であると考えています。

あと、学童保育ですけれども、これは本当に大変でして、今は全国で、特に支援員が足りない。場所も足りないのですけれども、支援員が足りないということで、これも国の基準が決まっていて、結構大変なのです。その基準に合わせて学童支援員を置いたり、定員を決めたりということが大変なので、かなり全国でも問題になっているところです。

私も余りよく知らなかったのですけれども、これも応能負担かなと思ったら、応能負担を入れているのは26市では三つだけというところですね。この部分も、やはり応能負担の考え方を入れるというのはあり得るのではないかと考えています。ただ、先ほどの幼児教育の無償化も含めて、今後国のほうの制度が動く可能性もありますので、流動的だと思いますけれども、応能負担の考え方というのはもう少し入れてもよいのかなということですね。

あと、供給の仕組み、今は公設民営と伺いましたけど、もっといろいろバリエーションはあり得る可能性があるんで、その部分は考えていく必要があるかなと思います。

私のほうから、全体的なお話でお伺いしたいのですが、八王子市は中期的な財政の見通しとかビジョンみたいなものというのは策定されているのですか。今後の、例えば10年間の税収の見通しですとか、公債費と負担率の見通し等々というのは、何かビジョンとしては定期的に出しているものがあるのですか。

【田倉行政管理課長】 ビジョン2022という、今つくっている冊子の中で、10年間のフレームというものはお示ししているところなのですが、その年度ごとの収入や、それに対する支出額というものはお示ししていないところでありまして、今、財政計画というものをつくらなければいけないということで、2022の見直しとあわせて進めていると



ころです。

【伊藤委員】 多分この議論をするときには、将来的にどうなりそうかという数値、もちろんいろんな状況で変動し得るので、そのとおりにはないと思うのですけれども、例えば今後、ないと思いますけど、不交付団体になれる、戻れる可能性があるのかとか、あるいはもう、そうじゃなくて、かなり厳しい状況がさらに続くのかとか、長期とはいわずとも中期的なビジョンがないと、何となく議論しづらいなという感想を持ちました。

【田倉行政管理課長】 交付税の不交付団体かどうかというところに関しては、先ほどの説明でもありましたとおり、八王子市の財政力指数が0.94ぐらいで、不足額が80億円ぐらいございますので、よほど大きな制度変更があつて、全国的に交付団体が減るといような状況にならない限りは、八王子市だけが特別な事情で不交付団体になるということはないと考えております。先ほどの審-32-2のスキームですね、どこかで国の制度以上のサービスというか、負担軽減をすると、どこか別のサービスにかけられる費用が少なくなるということにつながっていくと思います。

【納富委員】 今の伊藤委員のお話に、私は同感です。たしか第1回か2回で同じような質問をさせていただいて、宇田川部長からビジョン2022に10年分まとめたのがありますと説明を受け、一方で、これを見ていると、年度展開がわからないから議論できませんよねというような会話をした記憶があり、まさにそう思っています。

先ほどの財政白書の話にしても、今現在の財政のいろんな指数を見ていると、確かに、不健全とは言われなと思います。しかし、トレンドで見た場合、これでよいかというと、ちょっと違うかなという感じがして。持続可能性という言葉があったと思うのですけれども。財政白書等で、過去10年間を見通してみますと、まず市民税では、個人市民税、今、350億くらいだったと思いますが、5~6%は税収が減っていますよね。また法人市民税は、多分リーマンショックの後ですか、それまでは100億レベルであったのが、どんと半減していて約50億台と。ここ3、4年前を見ていると、70億ぐらいに少し回復したのだけれども、また今は50億台という推移です。固定資産税は安定していますが。

市の税収の根幹の部分で、個人市民税、法人市民税、ここはやっぱり改めて問題意識を持たなきゃいけないのではないのかという気がしています。歳入歳出の一体改革という論点はもちろんやるべきなのですから、やはり改めて歳入のほうの問題も直視する局面ではなからうかと。

今、不交付団体に戻れるかという話もありましたけれども、不交付団体であれば住民に

に対するサービスも自由度を持ってやれるというのであれば、改めて、理想を高く掲げるビジョンという意味で、そののところに問題意識を持つということも必要かという気がしています。

ビジョン2022の中で財政について、将来負担比率を平成34年ゼロを目標にしていますが、ある意味、将来負担比率というのは市債の返済の問題ながら、臨時財政対策債の場合、返済原資が地方交付税でカバーされているとか、そういう依存構造があると考えます。では、改めて自力でどうするのかというところがもっとビジョンとしてあってもよいのではないのでしょうか。社会保障の話にしても、今の財政状況では自由度が足りないということであれば、サービスを下げない、あるいは、できればもっと充実させると考えられるような土壌をつくる意味でも、歳入の議論も、位置づけが必要かという気がしています。

新公会計制度のもとでの財務諸表で、経常収支が約32億程度、赤になっていますよね。別に会社ではないからいいようなものですが。その一方で、平成10何年かから始まっている事実上の赤字公債と言うべき臨時財政対策債、これは確実にふえてきてますよね。トータルで市債の現債高は減っていますと言っているのだけれども、中身を見ていくと、何となく振りかえに見えてくる部分があって、見方を変えると臨時財政対策債が、ひょっとしたら何か問題の先送りになっているのではと、疑問に感じています。

今、伊藤委員がおっしゃるような10年ビジョンもしくは5年ビジョンの中で、財政の推移見通しを評価して、どうやっていくのか、というところがあつた上で、では、その中で社会保障をどうするのだという流れではないかと思えます。

一市民として財政白書で過去10年のトレンドを見た場合に、どうしても気になるなという意味で、今、申し上げるものです。

因みに、この財政白書で、法人市民税についての言及もあって、条例をつくって補助しています、あるいはネーミングライツを、収益源にしていますと。ただ、数字としてどういう効果になったのかというのは、この白書からは読めないのですよね。だから、そういうのがもしわかるようになってくれば、またもうちょっと違った見方になるのかもしれないという気はしますけれども。

個人市民税の話をしていくと、これもトータルでは減っているわけですが、一方で、八王子市の人口、さらには、納税義務者の数はこの5年間ぐらいで5～6,000人ふえています。そんな中でなぜ個人市民税全体が減るのかという素朴な疑問も感じます。

もちろん我々は限られたものでしか見ていないので、実はこうなのですよというのがあれば、それをお示しいただきたいと思うのですけど。

【中部行革推進課長】 いろいろとご質問が多岐にわたっていて、ちょっとこの場で即答できないものがあるので、持ち帰らせていただいてもよろしいですか。

【納富委員】 持っている疑問という意味で、お話ししているもので、逆にどこかで教えていただければ助かるなという趣旨ですので、お願いします。

【中部行革推進課長】 わかりました。では、そのようにいたします。

【寺西副会長】 納富委員のおっしゃる視点は大変大事だと思うのですが、ただ、やっぱり一般企業と公共自治体というのは性格が違うのだらうと思うのですね。公共自治体が担っている福祉サービスというのは、どこまで行っても、ビジネスベースで考える話とはちょっと違うような気がするのです。

【納富委員】 福祉そのものはビジネスベースで語る話では、もちろんないと思うのですが、今申し上げていますのは、まさに財政の全体観という意味で、まず認識をちゃんとしておいたほうがよいのではないかという問題意識です。

【寺西副会長】 福祉ということについて、やっぱり私もヨーロッパで生活した経験があるので、何となく比較して考えてみているのですが、基本的な成り立ちがちょっと日本と違って、特に福祉と言われると、北欧の国が言われますけど、あそこは完璧に全てのサービスが税方式で賄われているという側面があって、日本のように社会保険方式でやってきた部分と大きくやっぱり違うのだと思うのですね。今、私たちが直面しているのは、こういう子育てだとかという、いわゆる社会保険方式がなかなか導入できない部分だと思うのです。そこが今まさに無償化とかといって、北欧の税方式を半ば取り入れたような形でやろうとし始めているのかなと私は解釈しているのですが、

それで間違いないですか、飯島会長。私の理解は間違ったものですか。

【飯島会長】 基本的にあれですよ。ヨーロッパといっても、基本的に北欧。

【寺西副会長】 国が違いますね。

【飯島会長】 ドイツは基本的にはやっぱり保険方式で、介護保険もドイツを見倣ってやってきている。だから基本的に今まではやっぱり保険方式でいったと思うのですが、それではやはり財源的にかなり厳しい。あと、やっぱり漏れが出ちゃうというのは大きいと思います、保険だと。要するに、どれにも属さないような人が出てきてしまう。そうするとやっぱり税で賄っていかなくちゃいけないというのがあると思いますね。

ちょっと今お話をお聞きしていて、やはり財政的な将来見通しというのが厳しいということは、一般的に、事務局のほうからもお話があるのですが、具体的にどうなのかという話がないと議論しにくいということがあると思います。だから、ある見方からすると、脅かしておいて、厳しくしないと、そういうふうに思われかねないので、ある程度はやっぱり、ちょっと税収がどうなのかというのを、10年ぐらいですかね、それがやっぱりないと、しづらいと思います。

あともう一つは、基本的にそういう問題はあるのですけれども、ただ社会保障をきょうはたまたま例として挙げているのですが、行政サービスの性質から負担はどうあるべきかなど、そういうご議論というのはできるかなと思うんです。市のほうでも財政見通しというのはまだ不十分な点もあるというようなご指摘もありましたので、それはそれとして問題意識として認識していただいて、会議の中で次回以降、もし可能な範囲で示せるのであれば、示せるようなご準備をしていただいて、審議内容としては、どちらかといえば、そういう行政サービスの特性、それを踏まえて利用者負担のあり方とか、その辺のところのご議論を。

特に、先ほど交付団体と不交付団体の違いということもありましたが、平成28年度で不交付団体、東京都、多摩26市のうち、大体10市が不交付団体なのですね。例えばこの近辺ですと立川とか武蔵野、三鷹、この辺は府中ですね、あとは調布、小金井、国分寺、国立、多摩市、羽村市というところが不交付団体になっています。たまたま、さつき学童保育で3市ほどが応能負担と。これは全部、不交付団体になっているのですね。なので、それが関係あるのかどうか、私はよくわかりませんが。交付団体、不交付団体の違い、もし可能であれば、その辺のところも頭の中に入れていただいて、さらには行政サービスの特性を踏まえて応能応益、その辺のところの基準も踏まえて、どうあるべきかというようなところ。

一方で、そういう状況にありつつ、保護者負担を軽減するためには、やはり市としても一般財源を投入しているという、そういう現状もありますので、その辺のあたりで、もしご意見等があればお願いします。伊藤委員からもう既に、かなり難しい面もある、総合的に応能応益、そういうふうなご意見も伺ってはいるのですが、その辺のあたりで少しご議論をしていただければ。同じようなお考えであるということでも結構なのですけれども、少しその辺のあたりで意見をもう一回いただきたいと思っています。もちろん財政全体的なフレームがちょっとわからないというのは、それはご指摘のとおりですので、それはち

よっとまた事務局ともご相談していきたいと思っています。

【寺西副会長】 私も基本的には利用者負担を、少しは見直しを検討するというのは、それはあってよい話だと、私は思うのです。ただ、それを応能という観点だけで説明していくとすると、なかなか納得が得られないのではないのかなと思っていました。例えば利用者負担をこういうふうに上げさせていただきますという場合に、もう少し付加価値をこうやってつけるので、ちょっとご負担をお願いしたい。特に所得に応じてご負担を少しお願いしたい。例えば保育だと、付加価値というとは何ではかるのかというのはいろいろあると思うんですけれども、介護もそうだと思いますけど、保育もやっぱり担い手のクオリティーというのが大事な問題だと思うんです。そこに市がどういうふうに関与できるのかというのは、難しいところもあると思うんですけれども、担い手のクオリティーをこういう形で上げていきたいと思いますということで、ご協力をお願いしたいという説明の方向性がないと、なかなか納得は得られないのではないのかなと。クオリティーと同時に、やはり質、量も、必要なところに施設をきちんとつくりますという、そういう形で説明すべきではないかなと思います。

【伊佐委員】 学童保育所の問題と保護者の負担の問題については、去年、おとしに開かれました公共施設の利用者負担はどうあるべきかというところで議論されて、学童保育所の運営費についても話題になったことを私は記憶しているんですけど。まさに伊藤委員、それから寺西副会長がご指摘されたとおり、八王子市の政策として、どういうまちづくりをしていくかという根幹にかかわるところで、むしろ他市に比べて市の負担が若干もっとふえても、若い世代に住みやすいまちをつくるためには、この程度の負担で済むならば、もっとやったほうがよいのではないかという意見も確かにあったはずなんですよね。そういつたときに、八王子市長のお考えとか、それから方針を打ち出す諮問委員会とか、そういつたところがこういう問題について、もっと明確な基準を打ち出せば、この問題は一定の落ちつきどころに落ちつくだろうと思うのです。むしろ、そういう問題を持つ学童保育の運営費の課題が、どうして例としてここに挙がってきているのかなと、もう少し適切な例がほかにあるのではないかなとも思いながら、この資料を拝見したんですけど。

【中部行革推進課長】 逆に、どういうのをイメージされましたか。

【伊佐委員】 ちょっとイメージが浮かばないのですけれども、要するに支出を抑える、全く次元の違う、全体の会議の歯車を狂わせるようなことを申し上げて恐縮なのですが、金額的に少し、これは小さ過ぎるなど。もう少し大きく、歳出の抑制ということで

は別の側面からの切り口があるのではないかなとちょっと思ったんですが、全体の流れから、かみ合わないの。

**【伊藤委員】** 学童はまだ、何というか、制度というのがあまり固まっていない、固まってはいるのですけれども、例えば保育所ですとか高齢者の福祉関係のサービス、介護保険とか、そういうのに比べると、資格等に応じた事業費の算定の仕組みみたいなものというのが決まっていらないのですね。ですから、負担割合は制度として決まっていて、各主体がどれぐらい負担するかというのは決まっていますのですけど、額自体をどういうふうにかえるかは、かなり自治体によって裁量がある。そうすると今、伊佐委員がおっしゃったように、かなり政策的な判断で額を大きくしたり押さえたりということが、今の段階ではできる仕組みになっているのです。ですから確かにここで議論しづらいといいますか、自動的にどんどん上がっていく、国の基準がすごく厳しく決まっていて、単価が決まっていて、どんどん負担割合が上がっていくというような仕組みとはまたちょっと違う部分があるので、やや議論しづらいというのは確におっしゃるとおりかなと思います。

**【伊佐委員】** むしろ老年が非常にふえている。大変、私の立場からは発言しにくいのですけれども、どこだったかな、審-32-2の一番下あたりを見ますと、市民一人当たりの市税歳入額16万円に若干欠けるというような金額です。

長期ビジョンを示せというのは確かに正論なのですけれども、高齢者が何割ぐらい、実数でこれだけふえていくという数字は八王子市でも出しているところで、そういったことから見ると、市民一人当たりの市税歳入額というのはもっともっと厳しくなっていくのではないかな、ほかの市よりももっと差をつけられていくのではないかなという気がしているので。どういう高齢者福祉で、どういうところで、ほかに比べて、いろんな施策はあると思うのですけど、こういう面がかかっているのだ、それをどうするのだというような議論、そういう切り口もあるのではないかなと、ふと思ったんですよね。

そういったサービスについて、全部、市が補助を出している。ほかの市では出していないところもあるとか。そのためにもう少し、前原委員の町会自治会連合会に関係することかもしれませんけれども、地域力をアップして、全体の数字をよくするという方向に持っていけないだろうかという議論につなげていくこともできているのですけどね。

**【中部行革推進課長】** 次回以降、そういった議論に持っていければよいかなと思っています。

**【伊佐委員】** あえて、卓袱台をひっくり返すようなことを申し上げますと、今までや

ってきた、審-30に書いてありますけれども、行政サービス実施手法の適正化どうのこのということで、3回から7回までやってきた中に、外部化というところに民間・地方独法と書いてありますけれども、もう一つ、民間企業とか、そういったものをイメージせずに、市民力を、やっぱり外部化の中の一つに加えていくという観点を逃してはいけないと思います。そうしないと、大きな解決ができないだろうと思います。

とにかく、社会的に言えば、何でもかんでもお上に頼るという土壌ですし、高齢者は特にそうですから、そういったものじゃなくて、新しい、自分たちのことは自分たちで何とかしようという、そういう文化をどうやってつくっていくかということも大きな課題だろうと思っています。

【前原委員】 今、皆さんの話の中で保育所とか学童ということで、非常に仕組みというか、大まかなところのお話がありましたけど、私なんかは、伊佐委員がおっしゃられたように、実は町会自治会ということで、その自治体の現場というか、そこでの話で、ちょっと具体性になってしまって、議論がかみ合わないと思しわけないのですが。

やっぱり保育所なんかにしてみると、このグラフを見て、国の基準とこんなに違うのかと、びっくりしたところもあるのですけれども、保護者とする絶対負担が少ないほうがよいことに決まっていますよね。だけど、財政の健全化という格好でどういうふうに持っていくかということになると、いろいろと先ほどの議論の中で出てきて、それは私もそのとおりだと思うのです。ただ、いろいろとその中で、付加価値をつけて、それを一つの理由というか、口実というお話がありましたけど、余り付加価値を今の保護者は求めないのですよね。例えば具体的に、この保育所へ入ると、ほかのところと差別化するようなものがありますというのは一つの手かもしれないのですけれども、それよりも、やはり子供を安心して預けられて自分たちは働ける、そういうようなところが結構、親の意識ということなのですね。

ですから、そういうことで言うと、それを上げると、伊藤委員がおっしゃるように、子育て世代はいなくなるよと。子育てに関することかもしれないけど、やっぱり働きたいという親が多いものですから、働きやすいようにするにはどうしたらよいかということで、どうしてもそういう保育所が出てくる。

それから、学童ということに関しても全く一緒なのですよね。学童の位置づけというのは、保育所がある、学校がある、その中間みたいな位置づけで、両方で見られないところを地域で何か見ていこうというような側面があって、実際に学童に入れなくても、学年で

も入れない部分がありますよね、そういうところなんかでも、地域でそれを見てくれないかという親は結構いるのですよね、働きたいために。そうすると今、八王子市なんかでも放課後こども教室とか、そういう格好で、学童ではないけれども地域でそういう仕組みをつくって、家へ帰ってもなかなか親もいないしということで、自分たちの居場所がないという子供を集めて、できないかというのがあるものですから、場所によってはそういうことがあるかと思うのですが。

学童の保育所を学校の敷地の中に、学校のほうも少子化ということで空き教室や何かがあると思うので、そういうところをうまく利用してやると、預けておく親のほうも、学校から学童まで行く、移動する、その間の心配がないというのがあるので、そういうのを。全部が全部というのは多分、数でとても無理だと思うのですが、仕組みの中にそういうのをつくっていくと、また利用する人は利用しやすいのかなと。ただ、そうすると、そのときに費用をどうするのかというのが、また。今回の審議会の内容と逆行しちゃうようなところもあるかもしれないし。その辺がうまくできればというのは、常々思っていることなのです。

**【伊佐委員】** もう一つよろしいですか。目に見える付加価値というのは確かにないと思うのですけれども、八王子市はほかに比べてこんなに、市としての行政の負担額が大きいのですよというのは、やっぱり数字を示すだけでPRとして十分に使えるのではないかなと思います。

それから、前原委員の話聞きながら、今、NPOで進学塾みたいなやつを無料でやっているやつもあるし、それから何ですか、子供食堂というのですか、そういったものもありますし。要するに民間の力を上手に使うことによって、ニーズのほうを押さえていくという、そういうこともフットワークよく考えたらよいのではないかなという気がしました。つばめ塾とか、無料で教えている。八王子の中にもいろいろあるように、私は聞いています。

**【伊藤委員】** 付加価値のお話があったのですが、八王子市は保育所の人員配置基準とか面積基準というのを国基準より充実させているというのはあるのですか。

**【田倉行政管理課長】** 中核市に移行したときに、国の面積基準よりは、設置側から見れば厳しくしていますので、そういう意味では充実しています。

**【伊藤委員】** 厚生労働省がすごく言うのは、自治体は待機児童の問題で大変だと言うのだけど、結局は国基準より厳しくしていて、いわば付加価値をつけているでしょう、そ



んなことを言われても困るというロジックは、一方であるわけなのですね。

ただ、それをやっているということ自体が、保護者の方にとっては、国基準よりもすぐ質の高いサービスを受けているという実感が多分ないわけです。その部分をPRしてもどうかというところもあるのですけれども、その部分をちゃんとわかってもらうというのが一つですよ。では、それを国基準まで下げることによって供給量をふやすほうがよいのか、それとも今の水準を維持したまま一定の負担をしていただく、特に応能負担をしていただくのがよいのかという、多分そういう選択肢になるのだと思います。

やっぱり東京都の中にある市ということで、どうしても23区の、金がじゃぶじゃぶあるところに引きずられて基準を上げて、サービスの質を高めるという、そこにどうしても引きずられるという構造があって、この部分はやっぱりちょっと難しいなと思います。保護者の負担の割合をどうするかというのは、やはり政策的な判断にかかわるところです。ただ、その中で、適切な負担の分布を変えるといいますか、そういうことは少し考えられてもよいのかなと思います。

ただ、保育所の話はかなり特殊な話でもありますので、全体の財政のフレームの中でどういうふうに扱うかということを含めて、ちょっと議論する必要はあると思います。

【田倉行政管理課長】 定員の話で言えば、面積基準は厳しくしていますが、今は弾力化というのがありますので、定員を弾力化して、待機児が発生しているようなエリアについては一園に何人か上乗せすることで委託料を上乗せしているというような取り組みはしているところです。

【岡本委員】 サービスの給付と負担のバランスということで今お話をされているのですけれども、やはり人はみんな、よいサービスを安くとどうしても思いがちで、このバランスがとても難しいのだと思うのです。保護者負担を応能負担にしまえば、先ほど寺西副会長がおっしゃったように、よいサービスが受けられるのではないかと期待する。でも、もっと安くして、さらに安くよいサービスなのか。多少はサービスが低下しても安いほうがよいのか、その辺のバランスもとても大事だと思いますし。

学童に関して、ちょっと思ったことは、今、八王子市は指定管理制度を使っているということで、今までの議論になってしまうかもしれませんが、市の負担のうち、これは全部委託費で、指定管理料で払っているわけですよ。この見直しによって、市の負担を減らすことも実はできるでしょうし、それによってサービスがどうなるかということ、全てをトータル的に見ていかないと、こっちを下げ、こっちを上げたらということにな

ってしまうのが難しいし、応能負担が全てよいかというと、そこも難しい。

ただ、全体的に今、皆さんは市税だけではなくて、いろんな分野で税の世界では応能負担になって、それがより厳しくなっている状況ですよね。税の中では、高所得者は高い税金を払いなさいよという社会の仕組みになってくる中で、保育所と学童だけは一定水準でというのが、ちょっとギャップを私は感じるころなのですね。

先ほど納富委員がおっしゃった市税の収入のほうも、市自体では、一般企業ではないので、たくさん確保をすることはすごく難しいと思うのですね。それは市の企業が業績を上げる、市民が所得を上げるということですので、限られたパイの中で、それをどう分担していくかということの問題のほうが大切で、法人市民税はどうしても税制改革によって、ぐっと去年は下がったというのは理由があると思うのです。直接税ではなくて間接税になったことで、市税収入が減ってしまった。そのかわり交付金がふえたとか、そういう仕組みがある中で、今後は市民税もこれからどんどん上がっていく方向になっていくのだと思うのです、改革によって、改正によって。そのパイの中でどういうコストを使っていくかというバランス、例えば学童はこうです、扶助費が多くなっている元を分析して、全体的なバランスを見ていくということ。

ちょっとまとまりがつかないのですけれども、とにかくバランスを考えるということも大切なことではないかなというのを、ちょっと感じたころですね。

**【田倉行政管理課長】** 今、岡本委員からあったとおり、市税というか、税金は市だけで決められるものではもちろんなくて、国の税制改正等で、法人に関しては世界的な競争力を保つという意味もあって、法人税については軽減の方向に国全体としては動いているので、法人市民税が減って、交付税がふえる。交付税も、今は交付税という形で交付されるものと、先ほど納富委員からもありました臨時財政対策債というもので一般財源として地方財政には影響を与えないようにするという、二つで今は財源措置されています。臨時財政対策債は市としてというか、地方自治体としては一般財源の一部である、交付税の代替財源であるという考え方です。市税収入がふえても、今の八王子の財政力ですと、全体の収入はふえない。100億円ぐらい市税収入がふえることがあれば、不交付団体になりますので、その差額は増えますけれども、今で言うと80億円ぐらいが、基準財政需要額と基準財政収入額に差があるので、基準財政収入額が80億円上がったとしても、一般財源として使えるものは変わらないということになります。その状況がここ5年間で大きく変化するということは余り想定できないので、今ある仕組みの中で八王子市としてどの

ように、持続可能な行財政運営をしていくかを考えると、歳出の削減、あるいはその負担、受益者にどのように負担していただくのか、あるいは所得に応じた負担をどのようにしていくのかということを考えていかなければいけないということで、今回の審議会のテーマにさせていただいているところです。

**【時久委員】** 保護者からの意見です。保育所に関しては、私自身の2人の子供が6年ずつ、丸々お世話になった施設です。どちらも、保護者の負担が少なく済んだと思っています。個人的な意見ですが、応能負担でしたが、非常に安い位だと思っています。金銭的にはそれなりの負担がありましたが、あれだけの長い時間を半分育ててくれたようなところなのでそのように感じています。

学童保育に関しても、それぞれ子供がお世話になりました。下の子は3年生なので、この3月で終わってしまうのですけれども、1か月7,000円というのは非常に安過ぎるぐらいと私は思っています。学童の利用の仕方は、ご家庭によってさまざまで、7,000円だから保険的に入れておこうかという方もいて、週1回か2回しか利用しない方もいます。我が家の場合は家で1人で留守番したくない子ですので、フルで活用しています。八王子市は近隣の他市に比べても延長保育の時間も遅くまで対応していると思いますのでそれも助かっています。延長は別料金ですがとても安価です。7時や7時半近く迎えに行くと子供は1人しかいないのに必ず職員の方が1人、2人いらっしゃるの非常に人件費がかかっていると思っても心苦しいです。1人のために1人、2人の職員が残っているわけですから、当然人件費がかかっているのに、こんなに安い金額でよいのだろうかと思っているところです。個人的な意見ですが、もう少し高くてもよいのではないかなと思います。

ただ、先ほど言ったように、保険的に、7,000円だから利用している方もいらっしゃると思うので保育料を1万円にすると「高い」と思って利用者が少なくなってしまうのかもしれない。学童利用者は、利用する目的がすごくご家庭によって違うのではないかと思います。

もう一つありがたいこととしては、学級閉鎖になった時の対応です。自分の子供が元気な時には、学童が基本的に対応してくれるので仕事を急に休むこともなく助かっています。学級閉鎖の場合、職員の方の急な出勤の対応なしでは成り立ちませんので、そこを対応してくださっているのが保護者として非常に助かっています。

**【事務局】** 学童保育所に関して、今は指定管理料を年間18億円ぐらいをお支払いし

ていて、12法人で80カ所ぐらいを行っています。そのうちの約8割が人件費、1割がおやつ代です。残りの1割が事務費や運営費となっています。

指定管理料を減らしたいといったとき、人件費に手をつけることになっていったときに、人件費を見ていくと、株式会社、社会福祉法人、あとはNPO法人ですが、決して高い水準ではない。今、時久委員がおっしゃられたとおり、いろんな対応を迫られて、それこそ夏休みなんかは朝から晩まで。延長の子を見るのに1人というのはないのです、最低でも2人で見てくださいというルールになっていますので、かなり人件費がかかります。

だから、行財政の運営ということでいえば、いかにお金がかからないかということも考えなければいけないのですが、学童保育に関していえば、さすがに人件費のところで無理は言えないということが現実です。

**【伊藤委員】** これは配置基準が決まっているんですね。

**【事務局】** 平成27年度に子ども・子育て支援新制度ということで、国の基準ができて、その基準を市町村ごとに条例で定めています。国の基準では、40人ごとに2人ということになっており、八王子市は、基本的には40人ごとに2人を配置することになっていますが、最初の40人に対しては3人配置します。

公設公営ではなく、公設民営のいいところは、人員配置のシフト体制、あるいはインフルエンザの急遽の対応だとかということが、民営だとやりやすいという部分があったり、あるいは基本的に一つの施設に常勤職員が2人いて、その他の方は非常勤ということになっていますが、常勤職員は早番、遅番ということで、まず1人の方が朝10時に来て6時半まで。もう一人の方は11時に来て7時半までのような形で、開所している間は必ず常勤職員がいるような形であるとか、いろいろシフトの組み方に工夫が要ります。

その辺も含めて、人件費の見直しを検討したことはありますが、各法人でも頑張っている結果が、18億円かかっているというのが、事業所管課の現在の認識です。

**【寺西副会長】** 私も知り合いで保育所を運営されている方がいらっしゃって、そこは学童もやっていて、いろいろお話を聞くたびに、本当にぎりぎりの努力でやっていたらっしゃると、よくわかるんですけども。

ですから、いろんな議論はありますけど、基本的に市が提供している、特に子育て支援のところのサービスというのは、やっぱり何とか、持続可能と、さっきおっしゃっていましたが、本当に維持して欲しいと思っているのです。そのための検討をぜひお願いしたい。要するに今、給付を受けて、サービスを受けている人たちがよい思いをするだ

けじゃなくて、その制度がさらに次の世代にもちゃんと続いていくようにしたいと思えますという、そういう議論がやっぱり、ちゃんとなされないといけないなと思うのですね。

欧米のやっぱり社会福祉の考え方って、やっぱりそういう部分がすごく強い気がするのです。自分が受けたサービスを次の世代にもちゃんとつないでいけるようにという、そういう考え方があるって、あれだけ高い税金を飲んでいる部分が多分あると思うのです。その辺のところをなかなか日本は、ただのほうが良いという考え方の方が多く社会ですけども、そういうのを何とかきちんと説明を尽くして理解を得ていくという努力は、やっぱりいずれにしても必要かなと思うのですけれども。

**【飯島会長】** ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。大分いろいろご意見をいただいておりますが。

**【田倉行政管理課長】** あとは、先ほど伊佐委員のほうからありました、高齢者福祉に関するものなのですけれども、寺西副会長からもいただいているとおり、日本の高齢者福祉に対する施策の一番大きいものは、医療保険制度であります。医療保険と介護保険、この二つの保険制度でありまして、この保険料については、特に後期高齢とか国民健康保険というのは国のほうで保険料が一定程度どういう水準でというのが決められていて、その後、市のほうで決められるという制度になっております。ここの部分について、八王子市の場合には一般会計からの繰出金としてかなりの金額、投入されています。

介護保険につきましては、もともとの制度設計が介護保険の中でやりくりできるように、介護給付費準備基金というものを用意して、その基金で3年ごとに介護保険事業計画というものをつくって、その中で賄えるよう制度設計されておりますので、3年間の中で収支が均衡するように、基金の取り崩しや保険料の設定がされるようになっております。ここで、八王子市も介護保険事業計画を今年度で見直して、来年度からの3カ年の事業計画になるところです。介護保険料につきましては、基金として準備してきたものがございまして、次期の介護保険料については今、どういう水準にするのかというのを基金の取り崩し額とあわせて検討しているところです。

ですので、国民健康保険につきましては、一般会計からの繰出金を減額するということは保険料を値上げするということになります。ただ、今回は議題にしなかったのは、ここで広域化というものが制度設計されてありまして、広域化されますと、広域化された中で保険料を定め、その水準に段階的に近づけていくというものを求められます。現時点では広域化した後の制度というものがよくまだ見えていない状態なので、ここで議論するには、

制度自体の説明が事務局側としても不十分ということで、議題にはなかったという経緯がございます。

**【納富委員】** 今のお話を聞いていて、先ほど岡本委員がおっしゃったように、まさにトータルで見ないといけないと改めて思います。財政の観点からいったら、健康保険の問題、介護保険の問題についても、特別会計とセットで見ていって、法定内の市の負担、独自のサービスという意味で、法定外をどう負担するかなど。そういった状況をきめ細かく展開してみて、そして市としてどうするのだというところに足場をおいて、整理していかないと。各論が先行して、木を見て森を見ないような議論にならないように。

機会があれば、全体としての今の状況をご説明いただくといくふうにしていけば、もっと議論が深まるのかなという感じがしています。

**【飯島会長】** ありがとうございます。

かなりご議論いただきまして、さまざまな観点からのご意見なので、ちょっとまとめるのがなかなか難しいところではありますが、気がついたところを若干言わせていただきますと。

まず、大きいところとしては、ご指摘いただきましたように将来の財政の見通し、これがやはり、はっきりしないような状況、全体像の中でどうすべきかというところが見えづらい中での議論というのは少しやりづらいというご指摘があったかと思います。ただ、税収入に関しては制度に依存するようなものですので、なかなかそこが大きく伸びるとするのは、制度いかにによって変わってきますので、難しい面もあろうかというところは留意すべきではないかと思います。

きょうは社会保障であるとか子育てであるとか、そういったようなことを事例として取り上げたのですけれども、利用者の負担をどうするかというのは、基本的にまずは政策目的がどうあるのか、そこに大きく依存するというのが一つの大きな議論かと思います。ただ、この審議会自体は、何を政策重点にすべきかというところまでの役割は残念ながらないのですけれども、しかし、一応政策目的ということをはっきり明示した上で、それを推進するためには、あえて市の負担が高くなっても仕方がないというか、あり得ることではないかというようなご意見が多かったのではないかと思います。

個別の給付とか負担に関して、国基準とずれているということは再三ご指摘があったかと思います。これは給付面についても負担面についても。どれだけ効果があるのかということのご指摘がありましたけれども、一人一人がどれだけ、市民の方が、逆に言えば自分

の負担と市の負担がどうなっているのかというのは、わかるようにしておいたほうがよいのかなと思います。

受益者負担というのは、市で適正化検討会というのをやらせていただいている、これは伊佐委員も一緒に加わっていただいているのですが、そのときに、伊藤委員の同僚の松井先生も委員で、松井先生が言っておられたのは、逆に値上げするというのは抵抗があるので、そうじゃなくて、どれだけ得をしているのかと、そこを提示したほうが抵抗感も少なくなるのではないかと。それはそうかもしれませんが。そういうふうな観点からも、明示するのも一つの手ではないかと思えます。

あと、もう一つは、やはり市民の方々が実際どこまでのサービスを希望しているのかということとはしっかりと認識する必要があるのではないかと、というご指摘があったかと思えます。もちろん安く、よりよいサービスを希望するというのは自然だと思うのですが、実際そもそも、そこまで高いサービスを希望しているのかどうかという、そういうご指摘もあったかと思えますので、そこは国基準との兼ね合いにもよりますが、本当にどこまで市民の方々が考えているのかということはあるかと思えます。ただ、人によっては付加的なサービスを要求する場合もあると思えますから、その負担についてはそれ相当の負担をしていただくという部分もあってもよいのかなというご指摘があったかと思えます。

全体的に考えた場合、応益、利益に応じた負担の部分とそうでない部分、一律でやるような部分については、それぞれ負担のあり方を少し組み合わせてもよいのかと。同時に、ある程度、応能負担というの、ある程度は考慮せざるを得ないということもあるかと思えます。応能負担といったときに、ご指摘もあったかと思えますが、高所得者に対して重点的に負担を求めるというのも一つの案だということではあるかと思えますが、しかしそれは、例えばそういう人が流失してしまうというご懸念もあったかと思えます。これもやはり、結局は政策目的にかかわってくるような問題だと思えますので、戻ってしまいますが、やはり政策目的の中でどういうふうに負担のあり方を考えていくのかということが非常に重要で。

そのときに、単一のサービスだけに注目するのではなくて、負担を変えたら派生的にどういう事象が出てくるのかという、全体像の中で負担というのを捉えていくのかなと。財政全体の中の個別の支出項目をどうするかというだけじゃなくて、政策効果という全体の中でも、個別のところをいじったらどうなるかということ、負担が影響を与えるでしょ

うから、そういうふうな観点のことが必要であろうと。広い、総合的な考え方を持つべきであろうということかと思えます。

きょうの議論というのは、財政の持続可能性ということだったわけですが、もちろん財政の持続可能性というのは、改めて申し上げませんでしたけれども、同じことを繰り返してやっていくというわけじゃなくて、同時に財政の弾力化ということもあわせて、こういうふうな負担の見直しであるとか、行政サービスのあり方ということを考えていくわけでしょうから、そういう意味で弾力化という観点からも必要性に応じて、必要などころには予算をつけていって、そうでないところは縮小していく、そういう中での負担ということを考えていく、そういう視点が必要であろうというようなことかと思えます。

交付団体、不交付団体というお話もありましたが、急に、今の財政状況を考えて、それが変わるということはあるまいだろうという、少なくとも5年ぐらい先までは。その辺のところも踏まえて、少し検討していく必要があるだろうということかと思えます。

ちょっと全部拾い切れているか、私も確信はないのですが、大きなところはその辺のところかと思っております。幾つかご指摘がありましたように、不備な点というものもあると思いますので、これは今後、事務局ともご相談しながら、可能な範囲で対応させていただければと思っております。

以上、そのような形で、今後、きょうご指摘いただいた点をまとまりのあるような形で、答申までに反映、つなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

とりあえずこれで、きょう、本日の議事の2については終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議事の3ということで、今後の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは最後になりますが、今後の日程案について、ご説明いたします。審-33をごらんください。

まず、歳入歳出の一体改革についての審議を、本日を含めて3回程度お願いしたいと考えています。その後、新年度に入りますが、答申の方向性の確認や、今までの審議内容全般についての情報を共有する審議会を開催したいと考えています。その後は、答申の取りまとめや執筆の作業に入っていきますが、答申の執筆に当たっては、作業的なものを起草委員会で行い、そこで作成した案を本審議会で審議していただく形を考えています。なお、起草委員会に参加していただく委員は、実質的に答申の執筆を行う飯島会長が選任をする



ということをご了承ください。

今後の審議会の開催日程については、委員の皆様のご予定を年末にお知らせいただいておりますが、皆さんが参加可能な日時がかなり限定的になっています。具体的には木曜日の午前中を中心に現在調整しておりますので、決定次第、できるだけ早くお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、最後、8月下旬に答申を市長に提出していただきますが、当日は答申の最終確認をしていただくために審議会を開催する予定です。この日程につきましても、今、市長の日程等も含めて調整しておりますので、決定次第お知らせしますので、ご参加いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上になります。

**【飯島会長】**      ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたように、答申は8月中に市長に提出するというので、日程調整をしております。過去の行財政改革推進審議会について見ますと、答申の起草委員会を通常の審議会とは別に設置しているということでもありますので、その方向で考えさせていただければと思っております。具体的に後日、執筆にご協力いただく委員の方々にはお願いさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、お願いいたします。

一応このような形で進めさせていただきたいと思いますが、ご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

**【飯島会長】**      よろしいでしょうか。では、このような形で進めさせていただきます。

それでは、本日の議事はこれをもって終了させていただきますが、最後に、次回の日程について、事務局からご連絡をお願いいたします。

**【事務局】**      次回の会議は2月23日の金曜日、午後3時から本庁舎8階805会議室にて開催を予定しております。会議の開催通知及び資料については3日前をめどに送付いたします。ご意見等がある場合は、1週間後の2月6日の火曜日ぐらいをめどに、メール等で事務局までお知らせください。以上です。

**【飯島会長】**      どうもありがとうございます。これをもちまして、第8回審議会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございます。